資料２

障がい者不利益取扱事案調整部会設置要綱の廃止について

　標記要綱について、下記理由により廃止することとしてよろしいか協議します。

（理由）

　障がい者不利益取扱事案調整部会の機能を障害者施策推進協議会から相談支援に関する専門家等で構成する「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」に移管するため。

　部会の移管については、平成30年1月30日の平成29年度第2回岩手県障害者施策推進協議会において承認済（別添資料参照のこと）。

障がい者不利益取扱事案調整部会設置要綱

（設置）

1. 岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和48年条例第24号）第５条第１項の規定に基づ

き、障がい者不利益取扱事案調整部会（以下「部会」という。）を置く。

（審議事項）

1. 部会の審議事項は、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平

成22年条例第59号）第15条の規定に基づく不利益な取扱いに対する調整とする。

２　前項の審議事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

３　部会長は、第１項の審議を行うために必要と認めるときは、専門的知識を有する者を会議に招致することができる。

（庶務）

1. 部会の庶務は、障がい保健福祉課において処理する。

（補則）

1. この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って

定める。

附　則

１　この要綱は、平成23年6月28日から施行する。